

昭和三十八年法律第二百一十九号

目次

第一章 総則	(第一条・第二条)
第二章 削除	(第三条—第五条)
第三章 国土審議会の調査審議等	(第六条・第七条)
第四章 近畿圏整備計画の実施	(第八条—第十条)
第五章 近畿圏整備計画の実施	(第十一条—第二十一条)
附則	

（目的）第一章 総則

第一条 この法律は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶ我が国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。  
 （定義）

第二条 この法律で「近畿圏」とは、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域（政令で定める区域を除く。）を一体とした広域をいう。

この法律で「近畿圏整備計画」とは、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るために必要な近畿圏の整備及び開発に関する計画をいう。

この法律で「既成都市区域」とは、大阪市、神戸市及び京都市の区域並びにこれらと連接する都市の区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるものをいう。

この法律で「近郊整備区域」とは、既成都市区域の近郊で、第十一条第一項の規定により指定された区域をいう。

この法律で「都市開発区域」とは、既成都市区域及び近郊整備区域以外の近畿圏の地域のうち第十二条第一項の規定により指定された区域をいう。

この法律で「保全区域」とは、近畿圏の地域内において文化財を保存し、緑地を保全し、又は観光資源を保全し、若しくは開発する必要がある区域で、第十四条第一項の規定により指定されたものをいう。

第二章 削除

第三条 から 第五条まで 削除

第三章 国土審議会の調査審議等

（国土審議会の調査審議等）

第六条 国土審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通大臣の諮問に応じ、近畿圏整備計画

画の策定及び実施に関する重要事項について調査審議する。

関係を有する者は、公表の日から三十日以内に、国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣に意見を述べることができる。

前項の規定による申出があつたときは、国土交通大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

（近畿圏整備計画の変更）

（近畿圏整備計画の変更

許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

**第二十一条** 地方公共団体が近畿圏整備計画に基

ついて行う地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）に規定する地方公営企業の建設・改良等に要する資金に充てるための地方債で国土交通大臣と総務大臣とが協議して定めるものについては、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）第五条の三第一項に規定する協議において同意をし、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項に規定する許可を与えるものとする。

1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、政令で定める日から施行する。

3 平成十七年度までの間、第二十一条の規定の適用については、同条中「第五条の三第一項に規定する協議において同意をし、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項」とあるのは、「第三十三条の七第四項」とする。

この法律は（昭和三九年七月三日法律第一四  
附 則）（昭和三九年七月三日法律第一四  
四号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**第五十三条** この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圈整備法、

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当行する。

のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

該各号に定める日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律

— 第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。  
(次分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後

の規定により国又は地方公共団体の機関に於ける報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及規定により國又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。  
(不服申立てに関する経過措置)

**第一百六十二条** 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁(以下この条において「处分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該处分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該处分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該处分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(検討)

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

**第二百五十一条** 新地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十二条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成一一年七月一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

**附 則** (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

**附 則** (平成一四年七月一一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄

(施行期日等)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

(近畿圏整備法の一部改正に伴う経過措置)  
第四条 施行日以後第四条の規定による改正後の近畿圏整備法(以下この条において「新法」と

いう。)第八条第一項の近畿圏整備計画が新法第九条第一項の規定により決定されるまでの間においては、この法律の施行の際に第四条の規定による改正前の近畿圏整備法(以下この条において「旧法」という。)第九条第一項の規定により決定されている旧法第八条第一項の近畿圏整備計画(同項の基本整備計画に係る部分に限る。)を新法第九条第一項の近畿圏整備計画とみなす。  
**第二十七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)